

長野広域連合 広域計画策定委員会
高齢者福祉施設等の在り方検討分科会
報 告 書

令和2年10月

目 次

1	はじめに	1
2	高齢者福祉施設等の運営状況	2
	（１）長野広域連合の高齢者福祉施設等	2
	（２）利用状況	3
	（３）収支の状況	4
3	行政の役割の変化	6
	（１）民間事業者によるサービスの提供	6
	（２）高齢者福祉施設等の移管	7
	（３）法人化推進の背景	7
	（４）高齢者福祉施設等の方向性	8
4	平成 19 年「提言」の再評価	9
	（１）移管の対象施設等	9
	（２）社会福祉法人化の時期等	11
	（３）社会福祉法人化の効果	13
	（４）速やかな対応	13
5	新たなオプションの提案	14
	（１）収支改善努力の継続	14
	（２）移管推進に当たっての配慮	14
	（３）オプション 1	14
	（４）オプション 2	15
	（５）法人化に伴う財産処分	16

1 はじめに

長野地域(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町)の総合的かつ持続的な活力の創出を目指す、令和3年度を初年度とする次期長野広域連合広域計画の策定にあわせ、長野広域連合広域計画策定委員会から本分科会に高齢者福祉施設等の在り方に関する調査を付託されました。

長野広域連合では、養護老人ホーム(2施設)と特別養護老人ホーム(6施設)の設置・運営に加え、デイサービスセンター(3事業)、在宅介護支援センター(1事業)(以下総称して「高齢者福祉施設等」という。)を運営していますが、高齢者福祉施設等の収支は、経費が収入を上回る支出超過の状況にあり、不足する財源は、財政調整基金を取崩して繰入れているほか構成市町村の負担金によって補っています。

介護保険制度の施行から20年が経過し、高齢者福祉施設等の運営主体は、社会福祉法人をはじめとする民間事業者が担い手となっています。他方では、社会保障経費が増大していることに加え災害等による甚大な被害からの復興も急務となっており、構成市町村の財政状況は、一層、厳しさを増しています。

こうした状況を踏まえると、長野地域における高齢者福祉サービスの適正な供給体制を担保しつつ、長野広域連合の高齢者福祉施設等の運営において不足する財源について、構成市町村が補っている負担額の上昇の抑制を図っていく必要があります。

本分科会では、平成19年の長野広域連合高齢者福祉施設等在り方検討懇話会の「提言」を再評価するとともに、直近の長野広域連合の高齢者福祉施設等の収支状況や立地する区域における民間事業者のサービス供給量などを踏まえ、付託事項について集中的な検討を行いました。

以下、調査結果を報告するとともに、長野広域連合において早期に決断すべき選択肢を提案します。

2 高齢者福祉施設等の運営状況

(1) 長野広域連合の高齢者福祉施設等

長野広域連合が設置・運営している高齢者福祉施設等は、養護老人ホーム2施設、特別養護老人ホーム6施設（うち、須坂荘については令和3年度に移管する社会福祉法人を決定している。）で、デイサービスセンター3事業と在宅介護支援センター1事業を特別養護老人ホームに併設しています。

区 域 ^(*)	区分	施設名	認可年月日	施設定員	短期定員
坂城町	養護	はにしな寮	S31.7.1	60人	4人
長野市(若槻地区)	養護	松寿荘	S28.1.1	100人	-
	特養	松寿荘	S55.4.1	70人	4人
	デ イ サービス	若槻デ イ サービス センター	S63.1.29	(25人)	-
長野市(信州新町地区)	特養	久米路荘	S50.4.28	84人	16人
	デ イ サービス	信州新町デ イ サービス センター	H11.4.1	(30人)	-
小布施町	特養	小布施荘	S51.4.5	70人	8人
飯綱町	特養	矢筒荘	S61.4.1	72人	8人
須坂市	特養	須坂荘	S61.10.1	70人	8人
長野市(戸隠地区)	特養	豊岡荘	H8.4.1	50人	10人
	デ イ サービス	戸隠中央デ イ サービス センター	H8.4.1	(25人)	-
	在介	戸隠在宅介護支援センター	H8.4.1	-	-

(*)「区域」の区分は市町村を原則としていますが、長野市については「支所」が所管する区域も表記しました。



(2) 利用状況

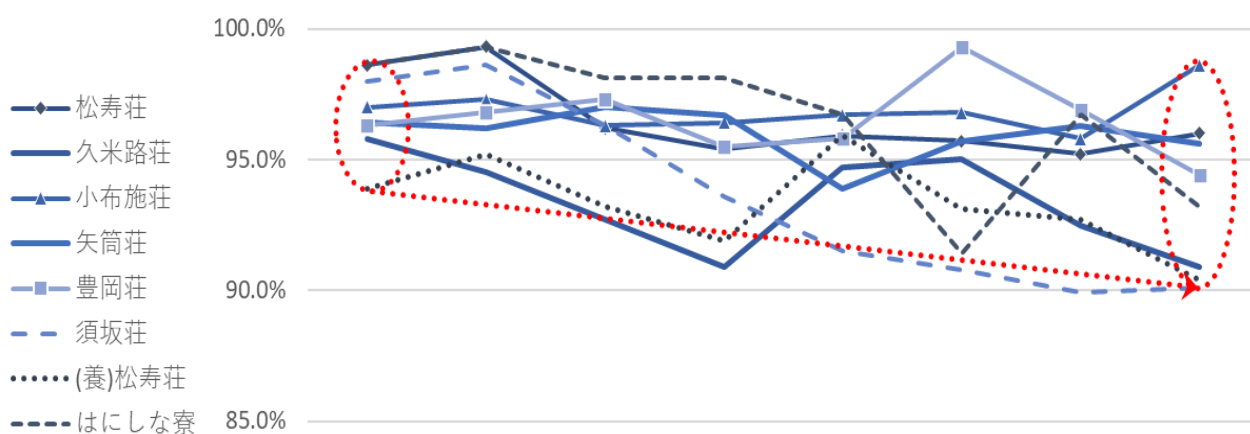
長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等の利用状況については、平均稼働率（養護老人ホームについては「充足率」）によって表すことができます。

各施設の年平均稼働率の推移は以下（図表）のとおりです。

特別養護老人ホームの年平均稼働率については、平成 24 年度は全ての施設で 95%を超えていましたが、令和元年度の長野広域連合の全施設平均の稼働率は 94%で全体的に下降傾向にあります。一方で、各施設への入所希望者が常に一定人数待機されている状況でもあります。

養護老人ホームの充足率についても、年度による増減は見られますが 95%を下回り下降傾向にあります。養護老人ホームは、環境的・経済的に自宅で生活することが困難で、市町村において入所措置が必要と判断された高齢者の自立した生活を支援する施設であるため、あらかじめ入所待機者（措置予定者）を把握することが困難となっています。

高齢者福祉施設 稼働率(充足率)の推移

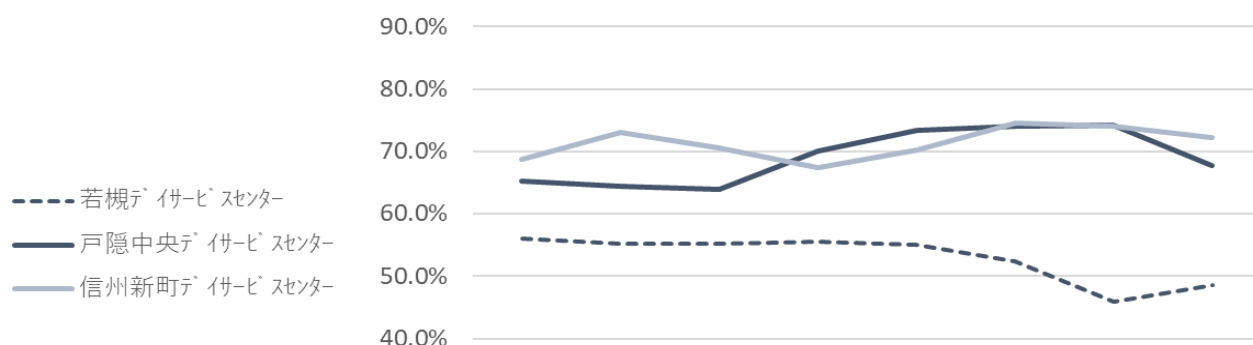


	施設名	定員	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
特養	松寿荘	74 人	98.6%	99.3%	96.2%	95.4%	95.9%	95.7%	95.2%	96.0%
	久米路荘	100 人	95.8%	94.5%	92.7%	90.9%	94.7%	95.0%	92.5%	90.9%
	小布施荘	78 人	97.0%	97.3%	96.3%	96.4%	96.7%	96.8%	95.8%	98.6%
	矢筒荘	80 人	96.4%	96.2%	97.0%	96.7%	93.9%	95.7%	96.3%	95.6%
	須坂荘	78 人	98.0%	98.6%	96.3%	93.6%	91.5%	90.8%	89.9%	90.1%
	豊岡荘	60 人	96.3%	96.8%	97.3%	95.5%	95.8%	99.3%	96.9%	94.4%
養護	(養)松寿荘	100 人	93.9%	95.2%	93.2%	91.9%	95.9%	93.1%	92.7%	90.4%
	はにしな寮	60 人	98.6%	99.3%	98.1%	98.1%	96.7%	91.4%	96.7%	93.2%

長野広域連合が運営する3つのデイサービスセンターは、全て特別養護老人ホームに併設されています。

事業所の近隣においてデイサービスセンターが複数運営されている若槻デイサービスセンターの利用率は50%を下回っており、他の2つのデイサービスセンターの利用率は70%前後で推移しています。

デイサービスセンターの利用状況の推移



施設名	定員		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
若槻デイサービスセンター	25 人	平均利用者数(人)	14.0	13.8	13.8	14.1	13.7	13.1	11.5	12.1
		平均利用率	56.0%	55.2%	55.2%	55.6%	55.0%	52.4%	45.9%	48.5%
戸隠中央デイサービスセンター	25 人	平均利用者数(人)	16.3	16.1	15.9	17.5	18.4	18.5	18.6	17.0
		平均利用率	65.2%	64.4%	64.0%	70.0%	73.4%	74.1%	74.3%	67.8%
信州新町デイサービスセンター	30 人	平均利用者数(人)	20.6	21.9	21.2	20.2	21.1	22.4	22.2	21.7
		平均利用率	68.7%	73.0%	70.6%	67.4%	70.3%	74.6%	74.1%	72.3%

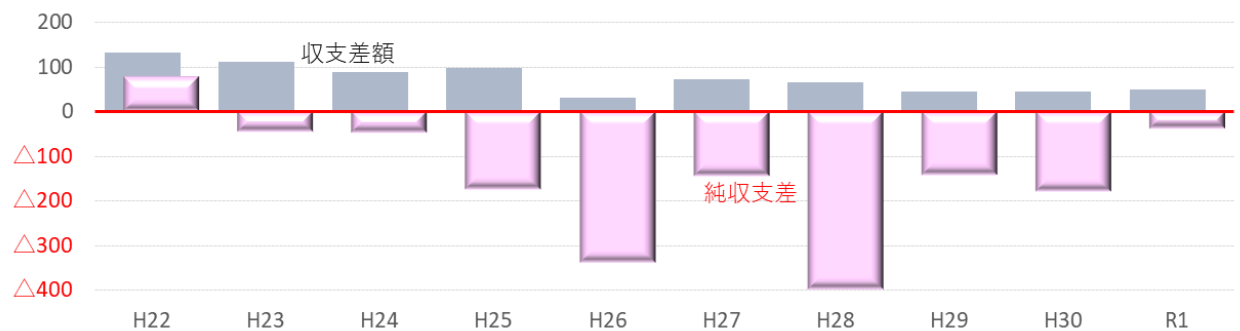
(3) 収支の状況

長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等の収支については、特別会計を設けて管理しています。この特別会計収支の推移は以下(図表)のとおりです。

高齢者福祉施設等の運営経費については、介護サービス収入(養護老人ホームは措置費収入)によって支弁することを原則としています。しかし、必要な運営経費が介護サービス収入(措置費収入)を超過しており、不足する財源を財政調整基金の取り崩しによって補填する状況が続いています。このため、平成22年末には20億円あった財政調整基金の残高は、令和元年度末には5億円を下回ってしまいました。

なお、施設運営に要する経費のほか、施設整備や大規模改修の際に借り入れによって調達した資金の償還金に関しては、毎年の償還額について構成市町村負担金の一部を充当しています。

老人福祉施設等運営事業特別会計の推移

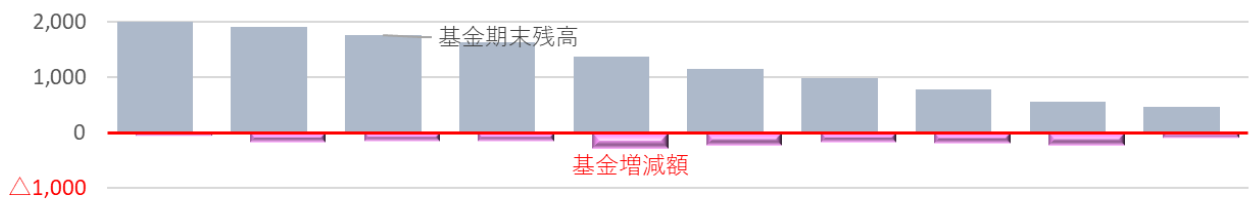


(単位:百万円)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
歳入(①)	3,402	3,254	3,166	3,242	3,049	2,721	3,044	2,826	2,806	2,767
(内 市町村負担金)	0	0	0	0	14	14	14	44	44	131
(内 基金繰入(A))	361	332	289	369	473	255	539	256	272	137
歳出(②)	3,268	3,143	3,077	3,144	3,018	2,648	2,978	2,780	2,761	2,716
(内 償還金)	208	207	206	204	208	184	176	203	181	135
(内 基金積立(B))	305	174	152	96	104	36	75	67	47	46
収支差額 (①-②)	133	111	89	98	31	73	66	46	45	50
純収支差 (①-A)-(②-B))	78	△47	△49	△175	△338	△146	△399	△144	△180	△40

◇(七二会荘移管)

◇(杏寿荘移管)

財政調整基金の推移



(単位:百万円)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
基金期末残高	2,065	1,908	1,770	1,634	1,367	1,148	980	788	563	473
基金増減額	△53	△157	△137	△137	△267	△219	△168	△191	△225	△90

3 行政の役割の変化

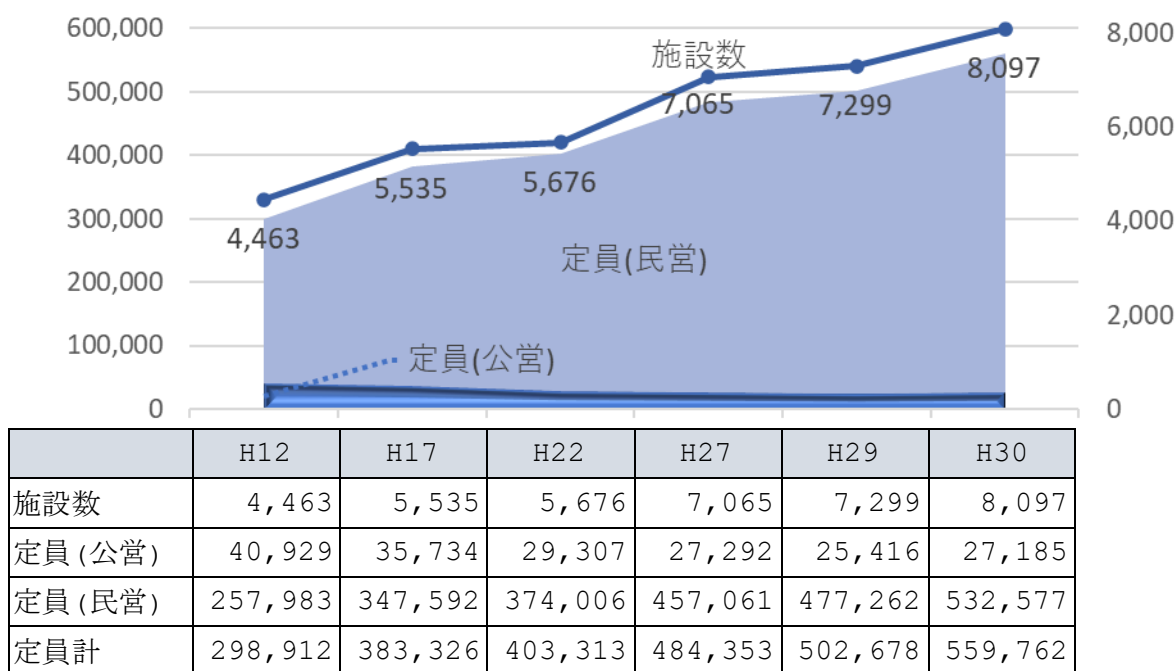
(1) 民間事業者によるサービスの提供

高齢者福祉サービスの利用方法は、住民の申請に基づいて市町村が必要なサービスを決定する「措置制度」から、利用者が多様な主体から保健医療・福祉サービスを選択し事業者との契約により利用する「介護保険制度」に転換しました。

この介護保険制度が施行されて以後、高齢者福祉サービスの提供主体は行政から民間への移行が加速しています。

また、行財政のスリム化の必要性が一層高まり、民間事業者と競合している行政が行う類似事業については、廃止、整理縮小・合理化、民間の実施体への移管等、整理合理化が推進されてきたこともあり、高齢者介護サービスの提供主体は民間事業者が大勢を占めている状況です。

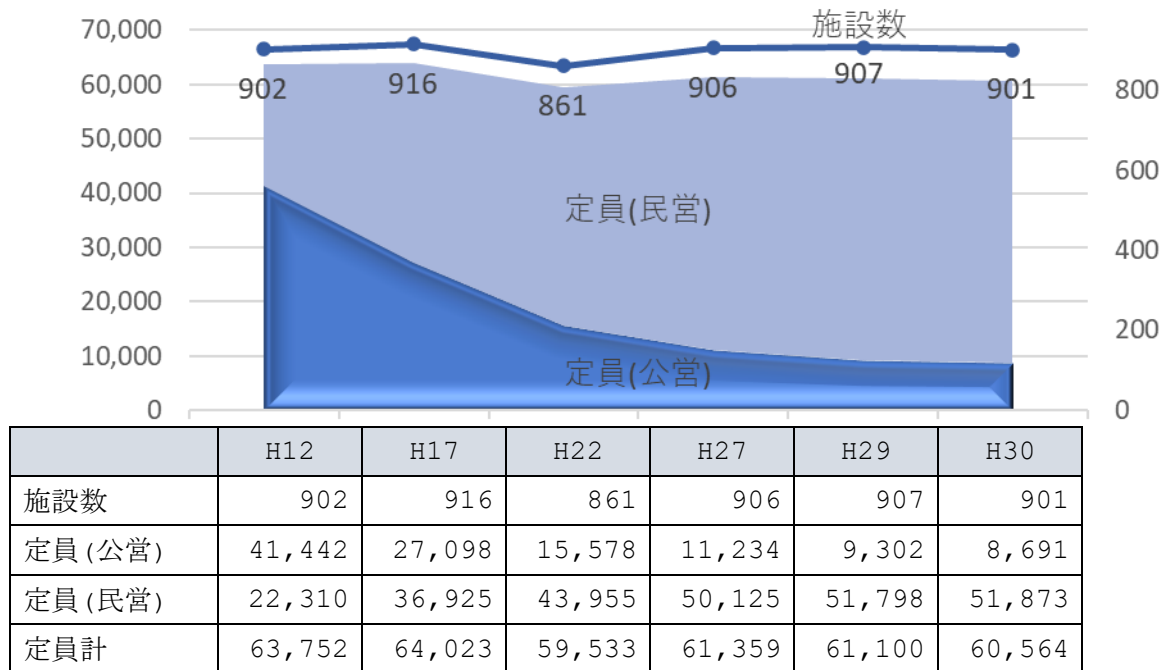
特別養護老人ホーム 施設数・定員の推移（全国）



(厚労省：介護サービス施設・事業所調査)

入所に当たり「環境上の理由及び経済的理由」により市町村の措置を原則とする養護老人ホームについては、施設数及び定員数の増加は見みられないものの、施設運営の主体は民間事業者へ移行していることが伺えます。

養護老人ホーム 施設数・定員の推移（全国）



(厚労省：社会福祉施設等調査)

（２）高齢者福祉施設等の移管

長野広域連合管内においても、民間事業者による高齢者福祉サービスの提供体制が拡大していることから、平成 20 年 2 月に策定した「高齢者福祉施設等第一次社会福祉法人化推進計画^(*)」に沿って、七二会荘（平成 22 年）及び杏寿荘（平成 26 年）を社会福祉法人へ移管し、令和 3 年度には須坂荘を移管することとしています。

(*)「高齢者福祉施設等第一次社会福祉法人化推進計画（平成 20 年 2 月策定）」は、有識者によって組織する「長野広域連合高齢者福祉施設等在り方検討懇話会」の「全ての施設を社会福祉法人化の対象とすることが適当」とする提言（平成 19 年 1 月）を段階的に実施していくための計画として策定

（３）法人化推進の背景

①介護保険制度の施行

平成 12 年、利用希望者の申請に基づき市町村が提供サービスを決する「措置制度」から、利用者が多様な事業主体から保健医療・福祉サービスを選択し、事業者との契約により必要なサービス利用する「介護保険制度」への大きな転換がありました。

この制度転換により、事業者がサービスを提供することで得られる収入は介護保険制度で定める法定価格となり、同一の事業環境に置かれた行政の高齢者福祉施設等に対し、施設整備補助等公的資金支援を活用できる社会福祉法人などの民間主体は、元来の柔軟性も発揮し行政が実施する介護サービス事業よりも優位に事業を拡大しています。

②行政の役割変化

行政は、地域における介護サービスの適正な提供体制を計画的に確保するために必要な事業（者）の認可を担当しています。また、認可した介護サービス事業（者）の水準を一定以上に担保するための指導・監督の役割を担っています。

こうした事業（者）管理を通じて基準が統一されているため、提供される介護サービスの水準については、行政と民間主体とで差はありません。

③行財政改革の推進

簡素で効率的な行政の実現を目指す改革が、政府及び地方公共団体を問わず求められています。

この行政改革は、行政に要する経費の抑制を通じて国民（住民）負担の上昇を抑えるため、行政の事務及び事業の必要性の有無や行政が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間に委ねて民間活動の領域を拡大することを狙いとしています。

（４）高齢者福祉施設等の方向性

社会福祉法人などの民間事業主体は、確実に効果的な高齢者福祉施設等の運営の実績を積み重ねています。また、行政が公正な指導・監督の役割を遂行することによって、高齢者福祉の担い手として「適正な民間事業主体」を担保している官民の関係性を踏まえると、長野広域連合が運営している高齢者福祉施設等についても、速やかに社会福祉法人へ移管していくべきと考えられます。

しかしながら、居宅とサービス事業所とが遠く離れていたり、積雪など季節による生活環境の変化といった地理的な理由により民間事業所の参入がみられず、必要とする居宅サービスの利用が困難な地域や、環境上・経済的な理由及び心身の状況を勘案して行政が「措置」する高齢者を入所対象とする養護老人ホームについて、民間事業主体だけでは十分な提供体制を確保できないことが想定されます。実際に移管先となる社会福祉法人が現れない場合に、長野広域連合の高齢者福祉施設等を閉鎖することは適切でなく、必要な福祉サービスの供給を補完するため、一定期間継続することが必要と考えられます。

4 平成 19 年「提言」の再評価

令和 3 年度の須坂荘の社会福祉法人への移管によって、「高齢者福祉施設等第一次社会福祉法人化推進計画（平成 20 年 2 月策定）」に沿った法人化は完了することとなります。しかし、当該推進計画が具現したのは、有識者によって組織された「長野広域連合高齢者福祉施設等在り方検討懇話会 提言（平成 19 年 1 月）」の一部にとどまります。

この提言では、「原則として、長野広域連合の施設全てを社会福祉法人化の対象」としています。また、「早急に社会福祉法人化を実施すべきだが、施設に順番を設け段階的に実施していくことが適当」としています。

さらに、社会福祉法人の参入を促す手法として「土地は無償貸与、施設及び施設に付随する設備、備品等も無償譲渡」を原則として提言しています。

この提言から 10 年以上経過しており、平成 19 年当時の前提と今日的な条件との差異を検証することは、今後の施設の在り方の検討に有意であると考えます。

（1）移管の対象施設等

＜平成 19 年 提言＞

「原則として、長野広域連合の養護老人ホーム 2 施設、特別養護老人ホーム 8 施設全てを社会福祉法人化の対象とすることが適当」

引き続き、長野広域連合が運営している全ての高齢者福祉施設等について、社会福祉法人への移管の対象とすることとします。

しかしながら、移管対象施設が立地する地域の状況や対象事業の内容によって移管の難易に大きな差があると推測されます。このため、施設ごとの比較評価を行うことによって、予め「移管の難易」を整理しておく必要があると考えられます。

①収益面の比較評価

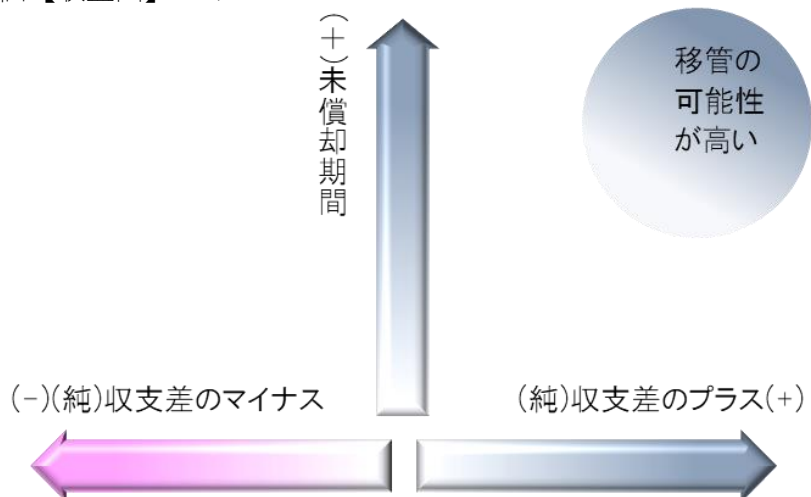
以下の 2 項目によって、収益面の簡易な比較評価が可能です。

- ・ 収支差（財政調整基金の繰入等、介護サービス収入の不足を補填する財源を除いた純収支差）の施設間比較
- ・ 建物の未償却期間（建築時から建物の償却期間（39 年間）に達するまでの残期間）の施設間比較

収支差のプラスが多いほど収益が大きく、未償却期間が長いほど建物の

資産価値が高く、民間事業者への施設移管の可能性が高いと考えられます。
両方の項目が逆の場合には移管は大変困難と考えられます。

比較評価【収益面】のイメージ



ただし、移管の可能性が高い施設は、現在の長野広域連合においても収支差のマイナスを縮小する役割を果たしている優良な施設といえます。

②地域特性の比較評価

地域の特徴については、以下の2項目によって比較評価します。

◇長野広域連合の施設が立地する区域(*)内の民間事業者が提供する定員の割合による区域間比較

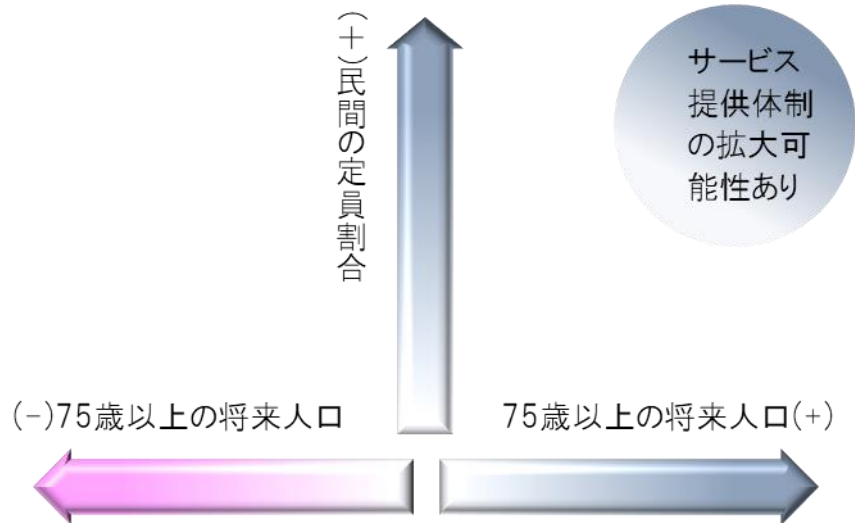
(*) 区域の範囲は市町村を原則としていますが、長野市については長野市支所設置条例（昭和41年10月長野市条例第9号）に規定する支所の所管区域とします。

◇75歳以上の将来推計人口(**)の増減の区域間比較

(**) 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によります。

民間事業者が提供する定員の割合が大きいほどサービス提供体制が整っており行政から民間事業者への代替性が高い区域と考えられます。また、75歳以上の将来人口の増加が見込まれる区域では、今後もサービス提供体制の拡大が期待されます。

比較評価【地域特性】のイメージ



一方で、民間の定員割合が低い区域において運営している長野広域連合の施設等は、「高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活」するのに必要なサービス提供者としての役割を担っていると評価できます。

③事業の種別による特性

介護保険サービスは「契約」に基づいて利用・提供が行われるもので、サービスの提供内容や事業運営に民間主体のノウハウが大いに活かせる一方で、在宅での生活に支障があるものの、医療にも介護サービスにも該当しない要保護者は養護老人ホームの「措置」対象者となります。

「措置」は市町村の判断となりますが、必ずしも、市町村において常に「措置」の待機者を抱えているわけではありません。このため、養護老人ホームの事業運営は、民間の事業に馴染み難いと考えられます。

(2) 社会福祉法人化の時期等

＜平成 19 年 提言＞

「社会福祉法人化は、段階的に実施していくことが適当」

「実施する時期については、利用者や家族に対する説明、移管する社会福祉法人の公募から選定及び職員の処遇に係る調整など整った施設から2年から3年程度の間隔を置きながら段階的に移管を進めることが適当」

「移管する施設の順位は、①起債償還が終了している施設 ②職員の確保や経営効率の配慮 ③建設年度の古い順 ④個々の施設の実情や地域の実情などへの配慮、を踏まえ総合的に判断し決定することが適当」

現在の財政調整基金の残高及び厳しさを増す構成市町村の財政状況を踏まえると、長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等については早急に民間事業者へ移管していく必要があります。

平成 19 年の提言では、一施設ずつ順番を定め段階的に移管を進めることとしていますが、前述の「(1) 移管の対象施設等」で示した比較評価を通じて類似する施設群を設定することなどにより移管までの期間を短縮する必要があります。なお、この比較評価の考え方には、施設の移管順を判断する項目として平成 19 年提言で示された②経営効率、③建設年度及び④地域性を評価する項目が含まれています。

①第一次社会福祉法人化推進計画の実績

長野広域連合の高齢者福祉施設等のうち、七二会荘と杏寿荘の 2 施設については既に社会福祉法人へ移管しています。また、須坂荘については移管先法人を決定し令和 3 年の移管を予定しています。

これにより、第一次社会福祉法人化推進計画に定めた 3 施設の社会福祉法人への移管が完了することとなりますが、直近の移管候補選定の際の応募法人数は大きく減少しています。

<第一次社会福祉法人化推進における応募法人数の推移>

施設名	移管年	競合応募法人数	応募法人数	
七二会荘	平成 22 年	(8)	6	(福)長野南福祉会
杏 寿 荘	平成 26 年	(9)	6	(福)大志会
須 坂 荘	令和 3 年(予定)	(4)	2	(福)グリーンアルム福祉会

既存の社会福祉法人について、介護報酬の見直しや治療方法が確立していない感染症の対応などが重なり、事業拡大には消極的な姿勢も伺えることから、「一施設ずつ、期間を空けて段階的に移管」してきたこれまでの手法は見直すことが必要と考えられます。

②法人化において留意する事項

長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等を社会福祉法人へ移管するに当たっては、平成 19 年 提言が指摘するとおり、現在の利用者やそのご家族の理解、また、従事する職員が誇りと意欲を保ちながら働けるような配慮など丁寧な対応は不可欠です。

(3) 社会福祉法人化の効果

＜平成 19 年 提言＞

社会福祉法人化で期待される効果は、構成市町村の財政負担の軽減と質の高いサービスの持続的な提供

長野広域連合が運営する施設を民間事業者へ移管することによって、財政調整基金に代わって不足する運営費を補っている市町村の負担の上昇を抑えることを通じて住民負担の抑制が期待できます。

また、施設等の運営については、民間事業者のノウハウが最大限発揮されることでより効率的な経営による施設の更新など、利用者の満足度が増すことが期待できます。

(4) 速やかな対応

介護保険制度が施行されて以降、「高齢者福祉サービスの提供」に関する行政の役割の変化は顕著です。

長野広域連合においても、高齢者福祉施設等の民間主体への移管を進めていますが、平成 22 年の七二会荘から須坂荘の移管までに 10 年以上の期間を費やしています。長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等の老朽化が止まることはありません。また、運営経費の一部を補填している財政調整基金の枯渇も迫っている現状を踏まえると、これまで以上に速やかな課題解決が求められます。

5 新たなオプションの提案

長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等の在り方について、短期間で集中的に、現在の運営状況、行政の役割の変化を調査・検証し、同課題に関する平成 19 年の提言についても再評価してきました。この結果、介護サービス収入とは別に運営経費に充当できる財源がない限りは、長野広域連合において現在の高齢者福祉施設等の運営を継続していくことは極めて困難であると言わざるを得ません。

民間事業主体による高齢者福祉サービスの供給が不十分である場合を除き、柔軟で、多様なサービスの展開を可能とする社会福祉法人へ、速やかに高齢者福祉施設等に移管することによって、構成市町村及び長野地域住民の負担の上昇を抑えるとともに、持続的な高齢者福祉サービスの供給を可能とするためのオプションを提案し本分科会の報告に代えます。

(1) 収支改善努力の継続

長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等について、全ての施設等の民間主体への移管が推進される中であっても、移管までの間、稼働率の向上や運営経費の節減など最大限の収支改善努力の継続を望みます。

いうまでもなく、財政の健全な運営に努めることは行政の基本です。

(2) 移管推進に当たっての配慮

高齢者福祉施設等の移管の推進に当たり、利用者及びそのご家族の理解は不可欠です。また、移管後においても安心してサービス利用ができなければなりません。

このため、利用者及びそのご家族が、納得できる丁寧な説明と安心して利用できる移管先の選定に努める必要があります。

また、施設等に従事している職員の理解と協力も欠くことができません。社会福祉法人への移管推進に当たっては、配置転換が原則となりますが、職員の意向を踏まえた処遇に努めるとともに、移管推進について理解を得るため十分な説明に努めなければなりません。

(3) オプション 1

①施設等の移管手法の見直し

これまで長野広域連合が段階的に実施してきた 3 施設の移管先選定において、初期の選定時に比べ直近の応募法人数は大幅に減少^(*)しています。

既存の社会福祉法人には、より堅実な運営を優先し将来の事業拡大に慎重な姿勢も伺えることから、移管までに長い期間を要する一施設ごとの段階的な移管方法は、期間が長くなるほど困難が予想されます。

そこで、長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等を、可能な限り一括して、短期間で社会福祉法人へ移管することを提案します。

(*) 4 平成 19 年「提言」の再度評価 (2) 社会福祉法人化の時期等を参照

②社会福祉法人の新規設立

短期間のうちに既存の社会福祉法人へ高齢者福祉施設等に移管することは、利用者や従事する職員に混乱が生じ、安全で安心なサービス提供に著しい支障をきたす恐れがあります。

そこで、利用者とそのご家族に安心かつ安定したサービス利用を続けていただくため、サービスを提供する職員の変動が小さく、かつ、比較的短期間で高齢者福祉施設等の移管が見込める、新規社会福祉法人の設立を提案します。

なお、社会福祉法人の設立に当たっては、年間事業費の 1/2 以上に相当する現金、普通預金等の運用財産（1/2 以上に相当する現金、普通預金等を有していることが望ましい。）の確保が必須となります。長野広域連合や構成市町村には、こうした資金の支援など協力を求めていくこととなります。

(4) オプション 2

①比較評価の実施

「収益面^(*)」及び「地域の特性^(*)」の観点で施設ごとに比較評価を行い、民間移管の難易に応じた施設群を設定し、移管について施設群ごとに対応方法を選択することを提案します。

(*) 4 平成 19 年「提言」の再度評価 (1) 移管の対象施設等を参照

②収支差がプラスの施設

比較評価の結果、現在の収支差がプラスの施設は、民間移管の優位施設と考えられますが、一方で、長野広域連合にとってもマイナスの収支を補っている優良施設でもあるため、適切な移管時期を設定する必要があります。

③移管困難な施設群

比較評価の結果、施設の償却までの期間が僅かで、かつ、民間事業者によるサービス提供が期待し難い区域の施設は、民間移管の困難が推測されます。

これらの施設群について民間の移管先が存在しない場合でも、「住み慣れた地域」の限られたサービスとして、一定期間、提供体制を維持する必要があります。このため、サービスを休（廃）止するまでの間、引き続き、長野広域連合が施設等の運営を継続することとなりますが、この場合においても経費の節減を図るため、施設等の運営を社会福祉法人へ委託することなどの検討が必要です。

養護老人ホームについては、その事業の特性から移管困難施設群に整理されと考えられます。

長野広域連合において移管困難施設群の事業を継続することは、管内住民の負担を意味するもので、今回の調査・検討の成果として十分とはいえません。

そこで、移管について優位な施設と移管困難な施設群とを組み合わせた移管についても検討することを提案します。

（５）法人化に伴う財産処分

高齢者福祉施設等を民間主体へ移管するに当たって、行政財産である施設は適正な価格で処分することが原則です。

しかしながら、県内の他の広域連合が計画した高齢者福祉施設等の民間移管計画において、移管に至らず行政が事業を継続する事案が見られます。

高齢者福祉施設等を移管する場合には、移管先の社会福祉法人の事業継続性を担保する仕組みが必要と考えられ、事業移管に繋がった事例においては、行政が保有する土地を無償で貸与することを条件としていました。

今後、長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等を移管するに当たっては、移管される民間主体の事業継続性を担保するため、移管対象となる行政の施設及び土地の処分に関しては配慮する必要があると考えます。